前

R3.4.19版 1 評議員・役員選任・決算手続きフロー(例) ①理事会(旧役員)→②定時評議員会(旧評議員)→③理事会(新役員)→④評議員選任解任委員会の順に実施 評議員の 評議員選任解任委員の 役員の 決算 選任 選任 選任 就任承諾書等の提出 就任承諾書等の提出 就任承諾書等の提出 監事監査 欠格事由等の確認 欠格事由等の確認 欠格事由等の確認 監査報告作成 監査報告通知 ①理事会 (旧役員) 【承認】 〇新理事候補者案 〇計算書類 〇新監事候補者案 〇事業報告 開催の順番のポイント 〇計算書類附属明細書 ○事業報告附属明細書 ②定時評議員会 〇財産目録 ③理事会 〇監査報告【報告】 ④評議員選任 · 解任委員会 6/4 例 ○評議員会開催の決議 の場合 を可能なら、同一日に開催

- ※同一日に開催すれば、旧と新の評議員 の間に、空白期間ができない。
- Q:同一日に開催できない場合はどうなりま
- A:空白期間ができますが、その間は前任の 評議員が、権利義務を承継することになり

中 14 間隔を中14日以上 開ける。 Е

以降

6/19

- ②定時評議員会(旧評議員)
- ○理事・監事の選任
- 〇計算書類【承認】
- ○事業報告【理事に よる報告】
- 〇財産目録【承認】 〇監査報告【報告】
- 〇理事・監事就任

③理事会(新役員)

- 〇評議員選任解任委員 (新)の選任(委員 の任期満了による選任 替えを伴う場合)
- 〇新評議員候補者案
- 〇評議員選任解任委員 会開催の決議
- 〇理事長等の互選 (業務執行理事)

- 〇評議員選任解任委 員の就任 (委員の任期 満了による選任替えを 伴う場合)
- 4 評議員選任解任委員会
- ○評議員の選任
- 〇評議員就任

※理事長の変更登記は

2週間以内

〇理事長等就任

法務局への登記

- 〇理事長変更の登記
- 〇資産の変更登記

※毎会計年度 所轄庁への届出・情報公表 終了後3ヶ月以内

〇理事長変更届

(WAM-NET)

- 〇所轄庁への届出
- 〇情報の公表